

社会福祉法人 清風会
金隈老人保健施設フラワーhaus博多

利用料減免規程

社会福祉法人清風会金隈老人保健施設フラワーhaus博多（以下「施設」という。）は、社会福祉法第2条第3項の規定に基づき、施設の介護保険サービスを利用している生活困難者と認定された者に対して、その利用者負担金の減額又は免除（以下「減免」という。）を行う。

第1条 生活困難者の判定基準は次のとおりとし、生活保護受給者はこの規程の対象としない。

- (1) 利用者負担段階が第1段階の者
- (2) 利用者負担段階が第2段階又は第3段階の者で、利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる者
- (3) 前号(1)(2)に該当する以外の者で、上記に準ずると施設管理者が認定する者

第2条 減免すべき利用者負担の算定対象は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険サービスの介護報酬額
- (2) 居住費の基準費用額
- (3) 食費の基準費用額
- (4) 日常生活費

第3条 減免額の基準は、前条各号の合計額の1割とする。また、施設管理者が提出書類に基づき、特に必要と認定した場合は、本来負担すべき額を免除することがある。

第4条 減免を希望する者は、次の書類を施設管理者に提出しなければならない。

- (1) 施設利用料減免申請書（別紙）
- (2) 利用者の世帯全員分の所得証明書

第5条 前条に基づく減免申請書の提出がなされた場合は、施設管理者は提出書類を審査し、減免の可否、減免の割合及びその期間等について決定する。

2 減免を希望し減免申請書を提出する者は、施設の審査に対し協力しなければならない。

第6条 この規程による減免措置は1ヶ年を限度とする。

2 利用者は前項期間内であっても、家計状況等が提出した減免申請書の内容に重要な変更が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。また、施設管理者が必要と認めた場合は、この期間にかかわらず再審査を求めることがある。

第7条 施設管理者は、前条第2項の審査の結果、利用料等の負担が可能と判断される場合は、減免認定期間内であっても、その措置を変更できる。

附 則

- ・この規程施行前から利用料を減免されていた者はこの規程の適用者とみなすが、この規程施行日から第6条1項に規定する期間を限度とする。
- ・この規程は、平成12年8月1日から施行する。
- ・この規程は、平成17年10月1日から施行する。